

【公共建築物のブロック塀の調査】

1 これまでの対応

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震に際し、小学校のブロック塀が倒壊して、幼い人命を失うという痛ましい事故が発生したことから、改めて、公共建築物の敷地内にあるブロック塀の安全対策に取り組むこととしました。

各施設管理者が行った、ブロック塀の高さや控壁の有無などの調査結果に基づき、現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀について、現在、技術職による専門調査を実施中です。

既に、注意喚起や立ち入り制限措置などを行っていますが、専門調査の結果、改善が必要と判断したものについては、速やかに安全対策を講じていきます。

2 経過

- ・6/18(月) 大阪府北部を震源とする震度6弱の地震発生
- ・6/19(火) 学校における既存の塀の安全対策についての通知（国交省→地方自治体）
- ・6/19(火)～29(金) 公共建築物敷地内のブロック塀等の調査依頼（技監・建築局→施設所管区局）
- ・6/29(金)～7/3(火) 設置状況調査結果の集計作業（報告内容の確認、精査、一部現地調査、集計）
- ・7/4(水) 調査結果の記者発表（30施設で建築基準法の仕様に合致しない疑い有り）
- ・7/5(木)～11(水) 技術職員による専門調査の実施（全30施設の調査を実施予定）

3 施設管理者による調査結果（記者発表 速報）

公共建築物の、高さ1.2mを超えるブロック塀の調査結果（学校以外）

施設用途	施設数	現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀を有する施設数	内 訳	
			高さ2.2m超	控壁不足※1
市民利用施設	850	18	0	18
市営住宅	109	3	0	3
資源循環・港湾・交通・水道・病院 等	1,097	9	0	9
合 計	2,056	30	0	30

※1 控壁が無い又は塀の長さ3.4m以下ごとに控壁が無いもの

《参考》学校施設のブロック塀等の調査結果

学校数	現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等を有する施設数	内 訳※1			
		ブロック塀		投てき板	
		高さ2.2m超	控壁不足※2	高さ2.2m超	控壁不足※2
509校	59校	なし	53校	5校	2校

※1 ブロック塀と投てき板で重複している学校が1校あります。

※2 控壁が無い又は塀の長さ3.4m以下ごとに控壁が無いもの

4 現地の状況

安全対策ができるまで、市民が近寄らないよう、注意喚起や立ち入り制限措置をした状況



【参考】その他のブロック塀対策の状況について

(1) 通学路上のブロック塀等への対応について

6月21日に『通学路上のブロック塀等の安全確認について（依頼）』（報告期限7月20日）を教育委員会事務局から小学校及び義務教育学校長に通知しました。

現在、スクールゾーン対策協議会等の協力を得ながら、通学路にある高さ2.2メートルを超えるブロック塀等を確認しています。

(2) 民間所有のブロック塀等への対応について

民間所有のブロック塀等については、建築局情報相談課を『ブロック塀等に関する一般的な相談窓口』とし、震災の翌日（6/19）より市民の相談に対応しています。

電話やメール等にて計335件（7/6現在）ご相談をいただいており、必要に応じて現地確認（29件）を行うなど、市民に寄り添った対応を行っております。

5 今後の対応

◇ 公共建築物については、学校も含めて技術職員による専門調査を実施しておりますが、改善が必要なものは、今後、所管区局や、隣地所有者など関係者との調整を行い、安全対策に順次取り組みます。

◇ 通学路上のブロック塀等については、教育委員会事務局から報告のあったブロック塀等を建築局職員が現場にて所有者の協力をいただき、高さ、厚さ、控壁の有無などの外観調査を実施しております。調査の結果、改善が必要と思われるものについては、所有者に改善と通行人への注意喚起の表示を行うよう促しています。

◇ 民間所有のブロック塀等については、ブロック塀等の安全点検について、町内会回覧や広報よこはま9月号などにより、広く市民のみなさまに周知してまいります。

ブロック塀等の安全点検をしましょう！

平成30年7月 横浜市建築局建築指導部

■お知らせ

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とした震度6弱の地震が発生し、小学校のプールのブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡する痛ましい事故が発生しました。

基準に適合しない塀は、地震の際に容易に倒れ、道路をふさぐ等避難や救助・消火活動の妨げになるだけではなく、人命を奪うこともあります。

このたび事故が発生した学校のブロック塀に限らず、ご自身が所有しているブロック塀等についても注意が必要です。ブロック塀が倒壊して事故が発生した場合、所有者がその責任を問われる可能性がありますので、ご自身が所有しているブロック塀等の安全点検を行い、災害に備えましょう。

■既設のブロック塀等の安全点検について

ご自身で所有しているブロック塀等について、国土交通省において作成された裏面のチェックポイントを基に安全点検を行いましょう。

■点検結果について

チェックポイントによる安全点検の結果、1～5のうちひとつでも不適合がある場合※や分からぬことがある場合には、専門家に相談し対策を検討しましょう。対策を取るまでの間は、速やかに付近通行者への注意表示等を行いましょう。

※構造計算によって安全性が確かめられた場合はこの限りではありません。

■専門家への相談先

本市からは、専門家や業者の紹介はしていませんが、ブロック塀の施工業者や専門家がない場合には、下記の関係団体等のご連絡先を参考にしてください。

○建築士や建築士事務所等へのご相談

団体名	連絡先	ホームページ
(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部	電話：03-3408-8291	http://www.jia-kanto.org/

○ブロック塀に関する診断のご相談

(公社) 日本エクステリア建設業協会	—	https://jpx.or.jp/shindansi
--------------------	---	---

○上記のほか、住宅（塀を含む）のご相談

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	電話：「住まいのダイヤル（0570-016-100）」	https://www.chord.or.jp/
-------------------------	-----------------------------	---

参考

○国土交通省ホームページ

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について（国土交通省HP）

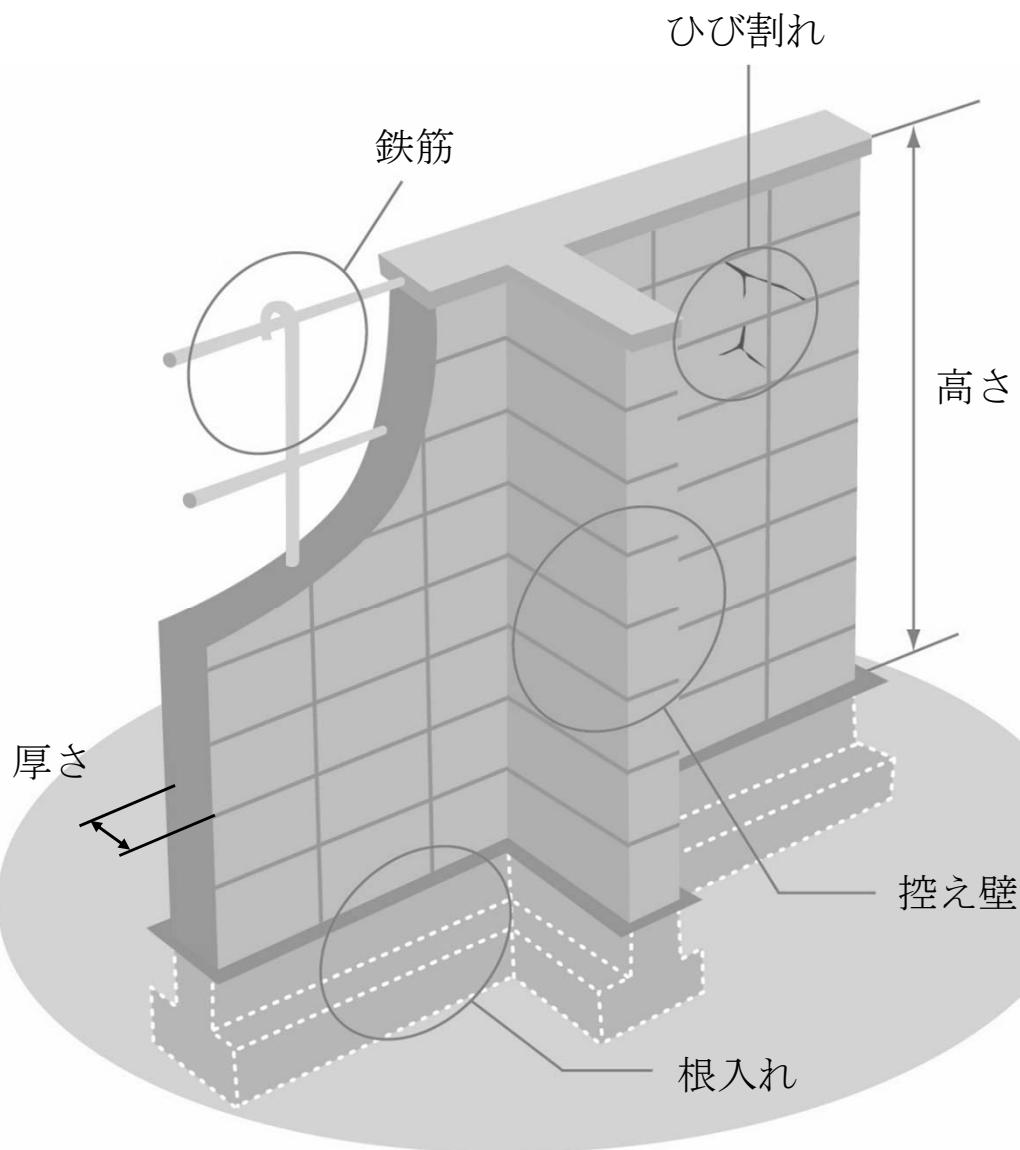
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

お問い合わせ先

建築局 建築指導部 情報相談課 TEL 045-671-2953

裏面あり

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からなことがありますれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>**
- 6. 塀に鉄筋は入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。